

議案第106号

磐田市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市副市長定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するもの  
とする。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市副市長定数条例の一部を改正する条例

磐田市副市長定数条例（平成19年磐田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市副市長定数条例新旧対照表

現行	改正案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>1人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数を <u>2人以内</u> とする。